

(別紙 様式 1)

## 学習者用端末貸与確認書

春日部市立川辺小学校長 宛

\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_ 組 \_\_\_\_ 番

児童生徒氏名	
保護者氏名	

(↓注意事項をよく読み、チェックを入れてください。)

- 学習者用端末の貸与を受けるにあたり、児童生徒とその保護者は、下記の注意事項について確認しました。

貸出端末備品番号 (端末表面中央に記載)	
貸出期間	令和3年9月13日から令和4年3月25日

### 注意事項

貸出を受けた情報機器を使用する児童・生徒（以下「使用者」という。）及びその保護者（以下「保護者」という。）は、情報機器について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げることを遵守すること。

- (1) 情報機器は、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- (2) 家庭学習に関係のない Web サイトの閲覧・利用、SNS への書込み、写真・動画の配信はしないこと。
- (3) 情報機器は、他者に使用させ、または転貸しないこと。
- (4) 情報機器は、売却、廃棄または故意に破損しないこと。
- (5) 学校から情報機器の管理及び使用に関し、必要な指示があった場合は、その指示に従うこと。

#### 【その他、諸注意】

使用者及び保護者は、情報機器の使用上の事故について、一切の責任を負うこととし、学校または第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うこと。

貸出期間中、情報機器を破損、汚損または紛失したときは、保護者は、修繕費等の原状に復する費用を負担すること。なお、情報機器が破損、故障した場合には、無断で修理せず、必ず学校に報告すること。

家庭内での通信に係る電気代や通信費は各家庭の負担となること。